

茅ヶ崎市民ギャラリー及びネスパ茅ヶ崎ビルの今後の方針について

対象	方針	理由
4階展示室	<u>令和6年12月末に廃止</u> ⇒ 類似機能を有する施設(主に市民文化会館展示室)を案内	市民ギャラリー展示室は、市民文化会館の展示室より天井の高さが30cm高いという希少性に対する意見もありましたが、創作室と比較しますと、希少性に関する意見は少ないです。 市民文化会館の展示室は、天井の高さ 30cm低いこと以外は、市民ギャラリーと同等の展示機能があります。また、市民ギャラリーにはない機能として、3部屋を別々に利用したり、2部屋ずつ利用したりするなど、多様な使用方法が可能であり、駐車場に直結して作品の搬入出がしやすいという市民ギャラリーにはない利点もあります。 市民文化会館の展示室の令和4年度利用率は、約60%となっています。また、予約は1年前の毎月1日に抽選会を実施しており、参加者数は少ない状況です。抽選会に参加すれば予約が取りやすい状況です。 なお、駅直結ではないですが、駅から徒歩7分程度、駐車場・神奈中バス停「市民文化会館前」があり、市民の皆様のアクセスも良い施設となります。
3階会議室	<u>令和6年12月末に廃止</u> ⇒ 類似機能を有する施設(駅半径 600m圏内の公共施設の会議室)を案内	会議室に関しては、市民ギャラリー特有の機能はなく、希少性に関する意見はありません。 なお、駅直結ではないですが、駅半径 600m圏内に、類似機能を有する施設として紹介している施設が 8 施設あり、市民の皆様のアクセスの良い施設も多数あります。
3階事務室	<u>令和7年4月から5階創作室A半面(窓側)に移転</u>	令和6年12月末にて3階会議室・4階展示室を廃止し、令和7年4月以降、3・4階は民間事業者を募集する予定となりますので、3階事務室は、5階創作室A半面(窓側)に移転します。

対象	方針	理由
5階創作室	<u>廃止時期未定</u> ⇒ 創作室利用者への類似機能を有する施設に関するヒアリング(市民文化会館第3・4会議室改修内容等の検討)の実施  ⇒ 令和7年4月から創作室A半面(窓側)に事務室を移転 創作室Aの残る半面(流し場側)は引き続き貸し出します。	令和5年2月に実施した利用者説明会にて既存の類似機能を有する施設を補完する案として提案した市民文化会館第3・4会議室創作機能付加改修案について、参加した利用者の皆様からは様々な御意見をいただきました。 また、当初から案内していた類似機能を有する施設においても以下の課題があることから、市民文化会館第3・4会議室の改修内容等、類似機能を有する施設について、利用者との協議期間をさらに設けるべきと考えました。  【類似機能を有する施設の課題】 ・市民文化会館第3・4会議室(創作機能付加改修後)は、市民ギャラリー創作室と比較して、面積が20㎡少ないため、20名を超えるモデルデッサン等の活動ができません。 ・市民文化会館第3・4会議室(創作機能付加改修後)以外の類似機能を有する施設(美術館アトリエ等)は、照明設備(スポットライト)が設置されておらず、モデルや静物に影がつけられず、机での彫刻等の作業の際も手元の明かりも確保できない状況です。 ・類似機能を有する施設で七宝焼き電気炉が設置されている施設はありません。(今後美術館アトリエに移設を検討) ・美術館アトリエは、折りたたみができない作業机が設置されていることから、モデルデッサン等の机を使用しない利用の場合にスペースが限られてしまいます。 ・美術館アトリエは建物までの園路が長く高低差がある等、アクセスに対する課題があります。
5階創作室 夜間区分	<u>令和6年12月末に廃止</u>	創作室の夜間区分(17～21時)利用率は、2～3%と著しく低く、令和7年1月以降は、創作室のみの運営となるため、夜間区分(17～21時)を廃止します。